

2018年1月9日

日本ボート協会加盟団体各位

日本ボート協会  
医科学委員会

### 18歳未満の競技者におけるドーピング検査実施に関する親権者同意書の取得について

2015年1月1日に発行した世界アンチ・ドーピング規定において、競技大会主催組織が18歳未満競技者の親権者よりドーピング検査実施に関する同意書を取得することが求められました。これに伴い、ドーピング検査対象となりうるすべての18歳未満の競技者について、親権者同意書の取得が必要となりました。対象競技者に行っていただく手続きについては以下の通りです。

1. 日本ボート協会ホームページより以下の書式をダウンロードします。  
「18歳未満競技者親権者の同意書(Word)」
2. 以下の要領に沿って記載してください。  
「18歳未満競技者親権者の同意書」には、親権者・競技者の直筆の署名が必要です。
3. 「18歳未満競技者親権者の同意書」を日本ボート協会事務局あてに郵送してください。  
「18歳未満競技者親権者の同意書在中」などと表書きします。

郵送先：〒150-8050 渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内 日本ボート協会事務局

公益社団法人日本ボート協会 御中

## 18歳未満競技者親権者 同意書

私、【親権者氏名】（ふりがな）は、

【18歳未満の競技者】（ふりがな）（以下「**甲**」）の親権者として、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」）に加盟している競技団体に登録するすべての競技者（**甲**を含む）に、世界アンチ・ドーピング規程、同国際基準、及び日本アンチ・ドーピング規程（以下「規程等」といいます。）が適用されることを理解します。

更に、ドーピング検査や検体分析、結果管理その他の規程等において定められる一連の手続（以下「ドーピング・コントロール手続」といいます。）の内容を理解し、**甲**に当該内容を理解させます。

また、**甲**がドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手続に服することに対して異議を申し述べません。また、規程等が随時更新されることも理解します。

本同意は、**甲**が満18歳となるまで有効とし、本人が18歳になるまでの間に親権者が私以外にかわった場合には遅滞なく私から貴団体に通知し、新たな親権者から同意を得ることを誓約します。

また、私は、過去の情報を含む、甲に関するすべての情報（個人情報を含む）並びに本同意書が、検査やインテリジェンス活動等のアンチ・ドーピング活動に必要な範囲で、世界アンチ・ドーピング機構、国内外の競技連盟、主要総合大会組織、独立行政法人日本スポーツ振興センター等に提供されることに同意します。

年 月 日

【親権者】

住 所： \_\_\_\_\_

自 署： \_\_\_\_\_ 印

上記内容について了解いたしました。

【競技者】（甲）

競技名： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

自 署： \_\_\_\_\_ 印

生年月日： 西暦 \_\_\_\_\_ 年 月 日